

一色小学校いじめ防止基本方針

2021年12月3日改訂版

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。またどの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、特定の教職員だけでなく学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、保健主事、いじめ不登校担当教諭、生徒指導主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、該当担任、心の教室相談員、スクールカウンセラー等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ いじめ防止のための評価項目を学校評価アンケートに付け加え、それをもとにした検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ 生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 学校だよりやホームページ等を通して、学校生活の状況等を随時発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ いじめが解消しているかどうかについては、いじめ行為が止んでいる状態が3か月以上継続していることや、被害者児童が心身の苦痛を感じていないことを、十分に確認する。
- ・ 問題が解消している状態に至った後も、児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行い、再発防止に努める。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がSNSやインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 生活アンケートや教育相談を定期的に実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行う。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら学年主任、生徒指導主任、管理職へ報告し、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を徹底的に守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態の対応フローチャート」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

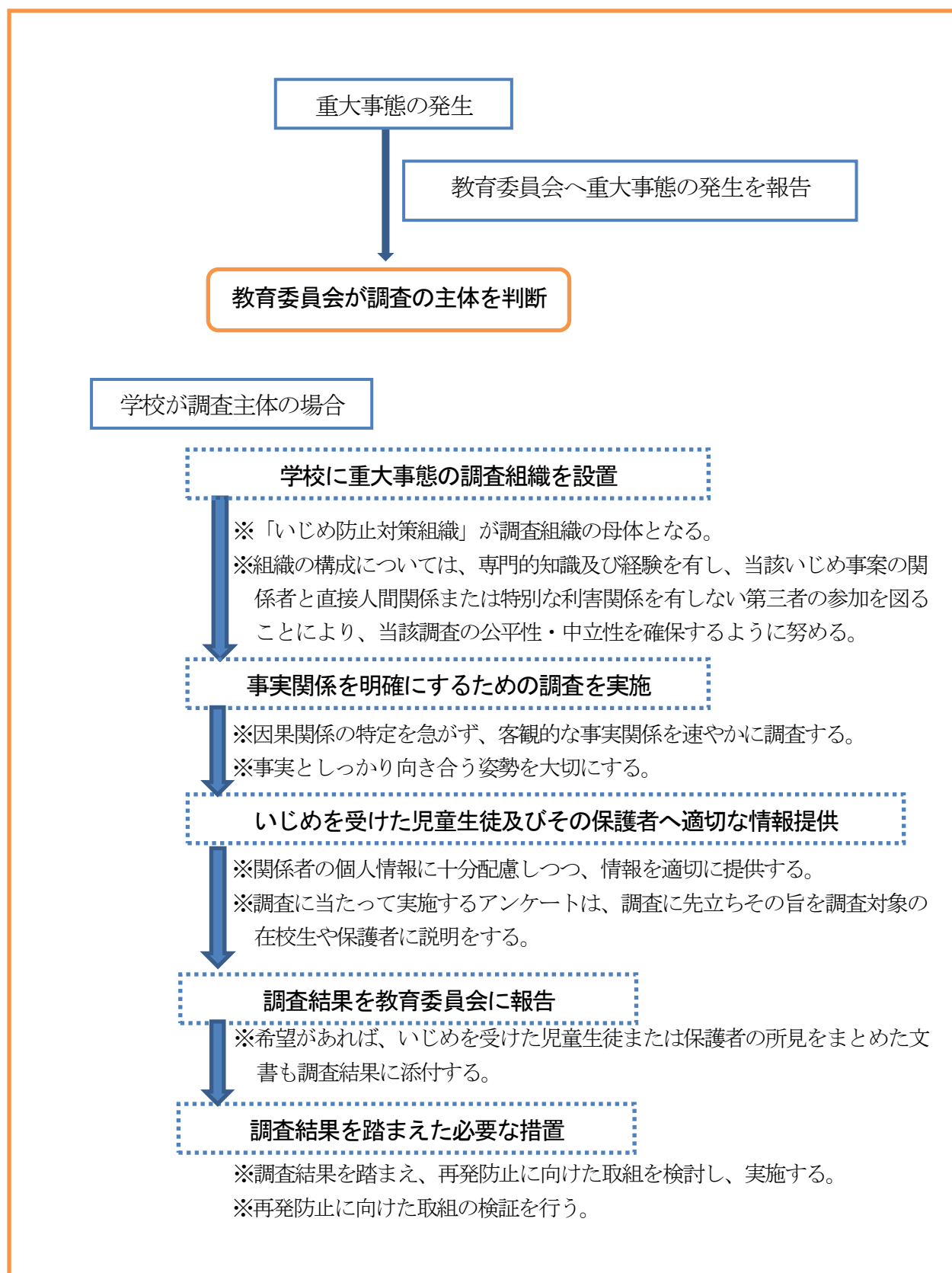
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 「いじめ・不登校対策委員会」の他に、毎月1回情報交換会を行い、各学年の状況を共有するとともに、複数の教職員で指導に当たることができるような体制づくりに努める。
- (2) 「いじめ防止基本方針」は学校ホームページに掲載するとともに、PTA総会等の機会をとらえて、保護者に知らせる。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) Q-U検査（学級の集団構造と児童の学級への関わり方をとらえる意識調査）を実施し、学級や児童の状況を把握する。

【重大事態の対応フローチャート】



＜取組の年間計画＞

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P へ	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会での「学校いじめ防止基本方針」の説明
5月		○情報交換	○「心のアンケート（アンケート）」	○自宅確認
6月		○いじめ・不登校対策委員会(取り組みの評価)	○Q-U検査 ○教育相談週間	○学校公開 ○学校運営協議会員への授業公開
7月		○ペア交流ゲーム		
8月				
9月		○情報交換	○ペア交流ゲーム	○身体測定
10月		○情報交換	○「心のアンケート（生活アンケート）」	
11月		○いじめ・不登校対策委員会(後期に向けて)	○ペア読書 ○赤い羽根募金活動	○学校公開・ミニ運動会 ○学校運営協議会
12月		○情報交換	○人権週間（講話） ○ペア縄跳び週間	○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月		○いじめ・不登校対策委員会(取り組みの評価)	○保健指導（心の健康）	○身体測定 ○「心のアンケート（生活アンケート）」
2月		○自己評価	○卒業を祝う会	○教育相談週間
3月		○学校運営協議会の評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し		○学校運営協議会で「自己評価」の評価を行う。
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○学校カウンセラーによる相談

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。